



貸切バス

レンタルバス

バスを使って 出かけよう！

町内会

スポーツクラブ

学校

冠婚葬祭

などなど

島根県と松江市で貸切バス利用運賃の**6分の5**を補助します。

島根県補助 3分の2

松江市補助 6分の1

高速代・駐車場代・消費税額等は補助対象外

バスを**6分の1**の負担で利用可能です。

交付申請受付期間

契約1件あたり
上限**25万円**まで

令和2年

6月25日(木)～9月30日(水)

対象となる支援

松江市を出発地とし、
県内の松江市以外の市町村を目的地とする
貸切バス・レンタルバスの運行。

相談先

松江市内に本社等がある
民間貸切バス会社・レンタカー会社



※令和2年7月1日以降に出発し、9月30日までに帰着分を対象とします。
※宗教活動(冠婚葬祭と判断されるものは除く)、選挙活動を目的とする利用は対象外です。



お問い合わせ

松江市歴史まちづくり部交通政策課

☎0852-55-5209

〒690-8540 松江市末次町86 E-mail : kotsu@city.matsue.lg.jp